

(結果公表様式)

東御市高齢者センター整備計画（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

| | |
|---------|---|
| 件名 | 東御市高齢者センター整備計画（案）について |
| 意見の募集期間 | 4年4月22日（金）～5月23日（月） |
| 意見の受付方法 | 電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接 |
| 意見の周知場所 | 市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター |
| 結果の公表場所 | 市ホームページ |
| 提出状況 | (1) 提出者数 3人 (2) 提出意見数 15件 |
| 実施機関 | 東御市健康福祉部高齢者係 電話：0268-75-5090 ファックス：0268-64-8880 電子メール：kaigo@city.tomi.nagano.jp |

2 ご意見の提出状況と対応区分

| 区分 | 内容 | 提出者数 | 意見数 |
|----|---|------|-----|
| A | ご意見の趣旨が既に反映されているもの。 | | |
| B | ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。 | 1 | 2 |
| C | ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。 | 1 | 11 |
| D | ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など | 1 | 1 |
| E | その他のご意見（質問、感想等）。 | 1 | 1 |
| | 計 | 4 | 15 |

※表中の提出者数は、一人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

| 番号 | 意見の内容・要旨 | 市の考え方 | 反映区分 |
|----|----------|-------|------|
|----|----------|-------|------|

| | | | |
|---|--|--|---|
| 1 | <p>高齢者福祉拠点検討委員会と事務局の位置付け、それを規定した東御市高齢者福祉拠点検討委員会設置要綱の構成、さらには介護保険運営協議会への諮問・同協議会による答申について、提言書の意義付け、高齢者福祉拠点検討委員会や介護保険運営協議会の相互の関連が明確ではないこと、提案権及び決定権が不明であるのは問題である。</p> | <p>ご意見を参考に、高齢者福祉拠点の検討に係る組織図を追記しました。</p> | B |
| 2 | <p>高齢者福祉拠点検討委員会第1回会議資料にある「高齢者センターの利用目的等が引用されていない、また、入浴施設については、「これまで利用者がいることから、細やかな情報発信をするとともに、これまで配布していた入浴券を市内の温泉施設利用券に代えていくなどの丁寧な対応を行うこと」が提言では要望されており、附帯意見等については記録しておかなければならない。</p> | <p>提言書に基づく計画であるためご指摘の資料は掲載しておりませんが、入浴券の代替措置については今後検討いたします。</p> | C |
| 3 | <p>「現状と課題」から導かれた「今後の施策」を任務分掌機関とする「地域包括支援センター」が高齢者センターに配置されるのか、もしくは「地域包括支援センター」の出先部門が配置されるのかによって、「高齢者福祉拠点の機能」の整備計画は影響を受けると考える。「地域包括支援センター」が配置されるのか否か明確に位置付けることで高齢者センター（高齢者福祉拠点）整備計画が策定されなければならないと考える。</p> | <p>具体的な担当部署については、今後検討してまいります。</p> | C |
| 4 | <p>「(1) 医療・介護・福祉をはじめ高齢者の希望に添った相談や情報発信」を担う機能、「今後の施策」に掲げられた事業について、それぞれ「事務室」「相談室」「多機能室」「ホール」「フリースペース」のどこで実施さ</p> | <p>各事業の規模等、多岐にわたるため計画に記載はできませんが、限られたスペースを最大限に活用し、参集者の人数に合わせて実施してまいります。</p> | C |

| | | | |
|---|--|---|---|
| | れるのか、容量(キャパシティー)は足りるのか、この点について記載されるべきである。 | | |
| 5 | 「東御市高齢者センター整備計画(素案)」「10高齢者福祉拠点イメージ図」は「高齢者福祉拠点検討委員会」の検討過程における「高齢者拠点イメージ図」(第3回別紙2)とは異なる。検討過程における「高齢者福祉拠点イメージ図」を素案に添付すべきである。 | 提言書をもとにイメージ図を作成しております。 | C |
| 6 | 基本理念に基づく実施施策の「(2)医療・介護・福祉の連携」「現状と課題」として「在宅医療」についての周知及び在宅介護と在宅医療の体制の構築が課題とされている。「現状と課題」から導かれた「今後の施策」の事業を任務分掌とする機関が、在宅医療と介護の連携を図るのは「10高齢者福祉拠点イメージ図」のどこか、この点について記載されるべきである。 | 各事業の規模等、多岐にわたるため計画に記載はできませんが、限られたスペースを最大限に活用し、参加者の人数に合わせて実施してまいります。 | C |
| 7 | 「今後の施策」の事業の会議・研修会の開催について、「10高齢者福祉拠点イメージ図」のどこで実施されるのか、容量(キャパシティー)は足りるのか、この点について記載されるべきである。 | 各事業の規模等、多岐にわたるため計画に記載はできませんが、限られたスペースを最大限に活用し、参加者の人数に合わせて実施してまいります。 | C |
| 8 | 「75歳以上の後期高齢者の要支援・要介護認定率は年々減少しており)(※図6)、元気に自立した生活を継続できている高齢者が増えていると考えます」の記載(※図6)について((※図7)及び関連記載について同じ)最新データに差し替えることを提案したい。 | ご意見を参考に最新データに更新しました。 | B |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 9 | <p>基本理念に基づく実施施策の「(3) 多種多様な介護予防・健康づくり」</p> <p>「現状と課題」として、「今後の施策」の事業を任務分掌とする機関が「各地域での事業展開」との関連を「高齢者センター」機能でどう果たすかの記載を提案したい。各地区での「相談の場」「介護予防・健康づくりの場」が「高齢者センター」機能にどうフィードバックされるのか記載を提案したい。</p> | <p>各地区で実施される事業等について、講師等の派遣を行ってまいります。フィードバックなど、具体的な取り組みについては、引き続き検討してまいります。</p> | C |
| 10 | <p>基本理念に基づく実施施策の「(4) 高齢者をはじめ多世代の市民の社会参加・交流」</p> <p>「現状と課題」として「今後の施策」が「高齢者センター整備」(オープンスペースやカフェの設置、社会活動の場の設置)によってどうよりよく展開されるのか記載を提案したい。高齢者福祉拠点検討委員会第1回会議資料3「高齢者センターの利用目的」「利用頻度」の総括視点から記載を求めたい。</p> | <p>現在の機能と、改修後の機能が異なるため、総括的視点からの記載はせず、フリースペースは年齢を問わず誰でも利用できる場とし、多世代交流カフェ等を実施してまいります。利用頻度向上等に向けた取り組みを進めてまいります。</p> | C |
| 11 | <p>基本理念に基づく実施施策の「(5) 住民指導者・サポーター等の養成等」</p> <p>「現状と課題」として「今後の施策」の事業を任務分掌とする機関が「各地域での事業展開」との関連を「高齢者センター」機能でどう果たすかの記載を提案したい。各地の地域資源がどうフィードバックされるのか、どう高齢者センターを活用するのか記載を提案したい。</p> | <p>各地域での事業展開との関連については、地域で活動する住民指導者及びサポーター等の養成等を行ってまいります。フィードバックなど、具体的な取り組みについては、引き続き検討してまいります。</p> | C |
| 12 | <p>基本理念に基づく実施施策の「(6) 地域の支え合い体制づくり」</p> <p>「現状と課題」として「今後の施策」の事業を任務分掌とする機関が「各地域での事業展開」との関連を「高齢者センター」機能でどう果たすかの記載を提案したい。「東御市の住民性や地域性</p> | <p>研修会、交流会等は多岐にわたるため計画に記載はできませんが、地域で支えあう体制づくりのための話し合いや、住民主体で活動している団体の交流会や活動発表会等を実施してまいります。</p> | C |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | に合った高齢者の多様な生活を支えるために創出や元気な高齢者が生きがいを持って活躍できる居場所づくり等推進」することの展開を記載することを提案したい。 | | |
| 13 | 現在開催されている「東御市公共交通活性化協議会」における検討では「高齢者センター」(にとどまらず東御市総合福祉センター・東御市民病院) への高齢者の日常的なアクセスは検討されていない。定時定路線は対象外、デマンド交通において利用者の個別ニーズが利便性、運行容量で満たされているのか疑問は払拭できない。市民の高齢者センター機能を享受するための交通アクセスについて、田中、滋野、和、祢津、久保通、八重原、御牧原方面から高齢者が到達する交通網について検討し、公共交通システム案として東御市高齢者センター整備計画(素案)に掲載すべきである。 | 高齢者の日常的なアクセス等具体的な取り組みについては、引き続き検討してまいります。 | C |
| 14 | 入浴施設を廃止しないでください。 理由① 利用者が固定されるのは当然で、家で入浴できないから施設へ通う。 福祉とは普通の暮らしのことで、常に利用してこそ、普通の暮らしができる人のことを考えるべきである。 理由② 入浴施設は、入浴するところなので、利用は当然限定的と考える。福祉センターを、例えば、広間では、様々な催し物、包括支援担当と連携して相談会、認知症家族会や市民病院と連携するなど、多機能的に利用できるよう市民に PR、働きかけるのが市政の役割である。 | ご意見として承ります。 | D |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>広間で談笑したり、介護予防の体操は人気で大勢集まっていたが、コロナ禍で、施設が使用できない状況でアンケートをするのは愚の骨頂である。</p> <p>検討委員会に浴室利用者は入っていたのですか。何人かを入れて思いを聞いたり、どうしたらもっと使い易くなるのか模索する位の才覚が担当者にはほしい。</p> <p>理由③</p> <p>高齢者のニーズに合った施設、市民の利益につながるなどと、あいまいな表現であいまいな改修をするよりも、入浴施設を使い易く改修し、市民の憩いの場として、最大限の効果を発揮させるべく、利用者を入れた検討会を開催し、本物の支え合いの体制づくりをしてください。</p> | | |
|--|--|--|--|